



あいさつ

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、善悪の判断などの基本的倫理観や自立心などを身につける上で、重要な役割を担うものであります。

しかし、少子高齢化の進行、人間関係の希薄化、厳しい経済・雇用情勢等により家庭や地域社会の教育力の低下が社会的な問題となっており、同時に、子どもたちの学習習慣や生活習慣、規範意識やマナーなどの形成が課題となっております。

そこで国は、平成18年に教育基本法を改正し、第10条に「家庭教育」を、第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を新設しました。第10条では、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的な責任を有することや、同13条では、学校、家庭及び地域住民の教育におけるそれぞれの役割と責任等について規定をしております。

本県では、沖縄県教育振興基本計画で、「心の触れあいのある家庭教育機能の充実」を明記し、家庭教育を地域社会で支援する体制作りを推進しているところであります。

県教育委員会としましては、平成25年度から学校・家庭・地域の連携を密にし、家庭教育への支援並びに地域教育力の向上を目的とした「家～なれ～運動」を推進してまいりました。

今年度新たに、家庭教育力の更なる向上を図るため、家庭教育力促進「や～なれ～」事業を立ち上げ、その中核となる沖縄県家庭教育推進委員会を設置し、家庭教育の基礎となる生活習慣の確立や規範意識の向上、学習環境の整備など、家庭教育の改善充実に向けた「沖縄県家庭教育支援推進計画」を策定しました。

本計画では、家庭教育や家庭教育支援の現状、推進計画の必要性、家庭教育支援の具体的な取組等について詳しく記載し、更に、保護者が家庭教育について、共に気づき、共に考え、共に楽しく学び合う事が出来る学習プログラム、「夢実現『親のまなびあい』プログラム」を作成しました。

今後は、推進計画を活用した支援活動、広報活動、検証活動を積極的に展開し、家庭教育力の改善充実に向け取り組んでいく所存であります。

結びに、「沖縄県家庭教育支援推進計画」の趣旨をご理解いただき、家庭教育力の更なる向上と沖縄の宝である子どもたちの健やかな成長を目指してまいりたいと考えています。

平成26年12月

沖縄県教育委員会
教育長 諸見里 明

目次

はじめに	1
------------	---

第1部 家庭教育支援推進計画の基本的な考え方

第1章 家庭教育支援推進計画策定

第1節 計画策定の趣旨	6
第2節 家庭教育及び家庭教育支援の現状	
1 家庭教育の現状	6
2 家庭教育支援の現状	16
第3節 家庭教育支援推進計画の必要性	
1 家庭教育支援の諸課題	18
2 家庭教育支援推進計画の必要性 一目指す家庭教育支援の姿	19

第2章 家庭教育支援推進の方向性

第1節 家庭教育支援の基本的な方向	24
第2節 家庭教育支援推進の具体的取組	
1 保護者の学習機会の拡充	24
2 家庭教育支援者の拡充	25
3 広報啓発	26
4 家庭教育支援の評価	27

第2部 夢実現「親のまなびあい」プログラム

1 夢実現「親のまなびあい」プログラム作成について	29
2 夢実現「親のまなびあい」プログラムの概要	29
3 家庭教育支援アドバイザー（ファシリテーター・進行役）の役割と心得	32
4 参加者の心構え	33

夢実現 「親のまなびあい」プログラム

○プログラムの流れ

○ワークシート

①幼児期の子どもをもつ保護者向け

【生活習慣】	基本的な生活習慣	3 5
【学習環境】	読み聞かせ	3 7
【規範意識・マナー】	あいさつ	3 9
【体験活動】	親子で遊ぶ	4 1

②小学校低学年の子どもをもつ保護者向け

【生活習慣】	朝ごはん	4 3
【学習環境】	基本的な学習習慣	4 5
【規範意識・マナー】	家庭内のルール	4 7
【体験活動】	お手伝い	4 9

③小学校高学年の子どもをもつ保護者向け

【生活習慣】	睡眠	5 1
【学習環境】	家庭学習のルール	5 3
【規範意識・マナー】	先生や友達との約束	5 5
【体験活動】	自然体験	5 7

④中学生・高校生の子どもをもつ保護者向け

【生活習慣】	生活リズムの自己管理	5 9
【学習環境】	家庭学習の自己管理	6 1
【規範意識・マナー】	携帯電話・インターネット等	6 3
【体験活動】	地域活動	6 5

○アイスブレイク集 6 7

○アンケート 7 2

【資料編】

食べて動いてよく寝よう	7 6
家庭学習の手引き ー小学校版ー	8 2
家庭学習の手引き ー中学校版ー	9 4
ネット社会の7つの常識(ネット犯罪防止ガイドラインより1部抜粋)	1 0 5
わが家のやくそく	1 0 7
親子ふれあい体操	1 0 9
体力づくり運動をしよう 以上、沖縄県教育委員会	1 1 1
かわいい子には体験を	1 1 3
子どもの頃の読書は豊かな人生への第一歩 以上、国立青少年教育振興機構	1 1 9
相談機関	1 2 3
引用文献・参考文献	

はじめに

家庭教育は、保護者が、子どもに対して行う教育のことです。家庭教育は、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断等の基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーを身につける上で重要な役割を担っています。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものと考えられます。

家庭は、家族が共同生活を営む場所であり、団らんや共通体験等、愛情に支えられた生活の営みのなかで家庭教育は行われます。また家庭教育には親が意図的に子どもに働きかける場合と、日常生活の中で無意図的（自然）に行われる場合があり、後者の作用が持つ影響が大きくなっています。

こうした家庭教育の重要性に鑑み、平成 18 年の教育基本法の改正により、家庭教育に関して新たに条項が設けられました。保護者が、子どもの教育について第一義的な責任を有することと、家庭教育の基本的な機能として、生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的発達が掲げられました。

また、家庭教育の支援に関して、教育基本法では、国及び地方公共団体の責任と義務として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることとしました。一方で、これらの施策を講じるにあたっては、行政が各家庭に対して具体的な教育の内容を押しつけることのないよう、留意する必要があります。

国の家庭教育支援の動向は、平成 23 年 5 月、文部科学省生涯学習政策局が、各自治体における主体的な取組の活性化や喫緊の社会的課題をふまえた家庭教育支援の在り方を国として示すため、また第 2 期教育振興基本計画へ反映させるために「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」を設置しました。同委員会は、平成 24 年 3 月、「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」をまとめました。

本報告書では、現代社会は、親子の育ちを支える人間関係の弱まりや子どもの社会性や自立心等の育ちをめぐる課題が重なり、「家庭教育が困難になっている社会」と分析しています。家庭教育が家庭内だけでなく、地域や学校をはじめとする他（者）とのつながりの中で営まれていることの重要性について、次の3つの方向性を示しています。

- (1) 親の育ちを応援する
- (2) 家庭のネットワークを広げる
- (3) 支援のネットワークを広げる

続けて、報告書は、これらの方向性を実現するために4つの方策を提言しています。

- (1) 親の育ちを応援する学びの機会の充実
- (2) 支援のネットワークをつくる体制づくり
- (3) 親子と地域のつながりをつくる取組の推進
- (4) 子どもから大人までの生活習慣づくり

政府は、報告書の提言をふまえ、第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）において、「豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実」を盛り込みました。その主な取組としては、コミュニティの協働による家庭教育支援の推進及び子どもから大人までの生活習慣づくりの推進を掲げ、その計画に基づき、家庭教育の支援を推進しています。

文部科学省の主な取組として、補助事業や委託事業による、家庭教育支援に携わる地域人材の養成、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携による保護者への学習機会の提供や相談対応等への支援、課題を抱える家庭等に対する家庭訪問型アウトリーチ支援手法の実証研究等を実施しています。また、併せて子どもの基本的な生活習慣づくりの推進のための普及啓発も行っています。

沖縄県においては、平成24年7月に決定された沖縄県教育振興基本計画において、心のふれあいのある家庭教育機能の充実を掲げ、家庭教育支援体制の充実、子どもの生活リズムの改善、親子電話相談事業の継続実施及び関係機関等との連携体制の強化を掲げ、その計画に基づき、家庭教育支援の推進に努めています。

更に、家庭教育支援体制構築を図るため家庭教育支援条例（仮称）制定に向けた取組が必要です。

